

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年5月26日（平成29年（行個）諮問第87号）

答申日：平成29年7月20日（平成29年度（行個）答申第70号）

事件名：特定刑事施設に収容された特定期間における本人に係る診療録等の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 本件審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成29年2月16日付け高松発第112号により高松矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し，又は変更し本件各文書及び録画の開示決定を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 処分庁は，「開示をしないこととした理由」のように「本件各文書及び録画は法45条1項に該当し，開示請求等の適用から除外されている為不開示とした。」と述べる。だが，次に述べる通り本件各文書及び録画は適法適正な刑事事件に係る裁判又は刑の執行に係るものではない。処分庁と刑務所は，各違法行為を隠蔽したいだけである。

イ 法45条1項とは大要「四章の規定は刑事事件に関する裁判，刑の執行に係るもの（当該裁判，処分もしくは執行を受けた者に限る。）は，適用しない。」とされている。これにつき「刑事事件に係る裁判のもの」とは，審査請求人が別件で最高裁へ行った嘆願書に対する最高裁の特定年月日A付け「嘆願書に対する回答書」によると「刑事訴訟法53条の2，2項」に規定した裁判書などの刑事訴訟に関する書類が開示請求の対象外とされているとのこと。よって本件各文書及び録画はそれに該当していない。もとより「刑事事件に係る裁判」とは当該裁判が現在審理中であることを指すはずであり，審査請求人のよ

うに既決とされていることは適用されぬ上「再審請求又は再審請求を行っていない段階（特定年月日B付けで再審請求を行った）のもの」は該当しない。及び法2章8条（利用及び提供の制限）2項1号の「本人の同意があるときは、又は本人に提供するとき」は法45条1項の適用はされぬから開示対象に含まれている。又、法45条の1項に規定する「刑の執行に係るもの」とは適法適正に刑の執行が行われている場合を指し本件各文書及び録画のように「違法な刑の執行に係るもの」は適用されぬほか法5章48条（苦情処理）「行政機関の長は行政機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。」にも該当している。

ウ 特に、「審査請求書の審査請求に係る処分」欄記載の本件文書等（診療録，レントゲン写真等）は審査請求人の右膝は（略）手術もされず放置されているから、いつ骨折等するか分からぬ危険な状態にあり法14条2号，イ，ロに該当し、およそ法45条1項の適法適正な刑の執行にも該当していない。更に「特定月日A付補正等」作成に入った特定年月日Cには突如医務官の診察が行われ（略）と誤診又は事実を歪曲させるようなことをなした。だからこれに対し審査請求人が同不審点を質問すれば同行した処遇部門の特定職員Aがその都度大きな咳を何度もしだし、その度医務官が特定職員A等を見るので、審査請求人が「うるさいから静かにしてほしい。」等特定職員Aに申出れば途端、特定職員Aは「（略）」等怒り出した。この為診察は途中で終わりまともな診察さえ受けさせられていないほか、審査請求人が、その後、何度も（略）再レントゲン検査を申し立てるも実施しようとしなない。しかも通常のレントゲン検査では前回撮影した方向（「審査請求書の審査請求に係る処分」欄記載の「特定年月日Dのレントゲン検査」のこと）と同一方向から撮影し（略）を照合するがそれを極端に避けては「（略）」と非医学的なことを述べやはり事実を歪曲等させるようなことをなしている（（略）を確認しながら、その真意を説明できず逆に隠ぺいしようとする。）。それも刑務所の医務官は内科医と外科医であり、審査請求人が再三専門医の診療を申し立てるも決して専門医の受信をさせようとしなない上、逆に審査請求人はこんな身体状態だから5年以上も工場へ出役させられず一日中独居房室内で生活させられており刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「処遇法」という。）30条，56条，57条（約5年も戸外運動へ出れない状態であり、及び刑務所自体が戸外運動へ出れるような措置さえとらない異常さである。）62条，84条，85条，86条等にも反した処遇が行われているから適法適正な刑の執行が行われていないことは明らか。

- エ ましてや「審査請求書の審査請求に係る処分」欄記載の本件文書等（診療録，レントゲン写真等）は「特定月日A付け補正等」「1①（3）」で述べた平成19年2月14日付け矯医818号矯正局矯正医療管理官通知「被収容者の診療記録の取扱い及び診療情報の提供に関する訓令の運用についての留意事項」「記3（1）ウ」では「被収容者診療情報の多くは「法」（行政文書に記録されている情報）であるので同法8条等に留意して適切に運用すること。」と定めており「法」の開示対象とされているから，この観点よりも法45条1項は適用されない。判例上も平成16年4月19日名古屋高裁金沢支部「判決」（以下「名古屋高裁金沢支部判決」という。判例タイムズ1167号126頁「情報公開条例の本人開示規定に基づく被相続人の診療記録の開示請求について，同診療記録の主たるものが医師法に基づき作成と保存が義務付けられている診療に関する重要な文書であり，その患者や遺族に対する開示が社会的要請となりつつある状況も考慮すると被相続人の広義の死因に密接に関連する情報が記録されていると認められる当該診療記録は同人の子として，その権利義務を含む法的地位を包括的に承継した相続人との関係で社会通念上，個人識別情報にも該当するとして相続人が当該診療記録の開示を求め得る「本人」に該当する。」）などが適用される開示決定の対象に当たる。
- オ 「審査請求書の審査請求に係る処分」欄記載の本件文書（各発信者のコピー1枚）は外部交通規定を定めた「処遇法」127条2項3号，129条2項並びに平成19年5月30日付矯成3350号矯正局長通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用（本件当時の改正分まで）」（以下「外部交通通達」という。）「記1（面会の相手方について）（2）イ（受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者，民事訴訟や再審請求者等について委任又は相談を受けている弁護士等）」「記3（面会の立会い等について）（2）（「処遇法112条ただし書の「特別な事情がある場合」とは極めて例外的な場合と考えられること。」と定めていることは処遇法127条2項「ただし書き」にも適用される。）」「記14（信書の発信の記録）（2）（「信書の内容の要旨の記録は必要に応じて行うものであり検査の結果，特に問題がなかった場合には要旨の記録は省略し，又は「裁判の件」等，簡潔な記載にとどめるものとする。」と定めていることは上記「記3（2）処遇法127条2項「ただし書」等に適用される。）」及び平成18年5月23日付法務省矯成3281号矯正局長通達「被収容者身分帳簿及び名簿関係各帳簿の取扱いについて（本件当時の改正分まで）」「第2（身分帳簿）1（記載要領）（8）（書信表）ウ（書信の要旨の欄）（「受刑者につ

いては外部交通訓令 8 条及び外部交通通達，記 1 1 により記載し，その他の被収容者については，これに準じて記載すること。なお処遇上，参考となるべき事項があった場合には本欄又は視察表等に記載すること。」と定めており，「信書をコピーすること。」など定めておらず，「記載すること」を明記している。）等に違反して「信書のコピーをなし収集した。」ことに該当している。且，刑務所内のコピー用紙とコピー機を用いて，「信書のコピー」をなしたのだから，いずれも法六章（罰則）5 4 条の「盗用（自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し又は盗用したとき）」5 5 条の「行政機関の職員が職権を濫用し専らその職務の用以外のよう供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書，図画等を収集したとき。」に該当したおよそ法 4 5 条 1 項の適法適正な刑の執行に該当したものではない。

カ 「審査請求書の審査請求に係る処分」欄記載の本体録画（私房内設置の監視カメラ等で録画したもの。）も特定年月日 E，夜間に職員が処遇部門設置の総合警備監視卓システムの警備機器の操作を悪用し他の居室内で音（ベシ，ベシやビシ，ビシ等）を発しては当該被収容者の睡眠妨害等の虐待行為をなすから同被収容者がそれに対し抗議していること。又審査請求人を私房内で同警備機器の操作を悪用されては同様の音を発する訴訟妨害，睡眠妨害等の虐待行為をなされていたから審査請求人が報知器を出し，職員へ当該被収容者の居室内で音を立てることをやめるよう申し立てていること。これに対し職員は居室内で音を立てるほかに通路出入口の扉を何度も開閉しだし，「ギッ，ギッ，ブッ，ブッ」等の大きな音を立て審査請求人等の睡眠妨害等なしだしたから審査請求人が私房内設置の監視カメラに向かって「うるさいからやめるよう」等，何度も抗議している異常さが録画されていること。並びに刑務所では平成 1 2 年 5 月 1 日付首席指示 1 5 号「サービスの一般的心得事項」「記 2，（1），（2），（4）」では大要「被収容者に指示，命令するときはまず挑発的言葉や粗暴な言葉遣いをせぬこと。及び被収容者には職務上必要最小限度の会話に止め，職務に関する情報が漏れぬようにすること。」平成 1 3 年 2 月 2 6 日付け首席指示 1 0 号「被収容者に対する注意指導の適正について」では大要「被収容者への注意指導時の言葉遣いや注意の与え方等は平素から適正な処遇を心掛けるよう注意している。及び自らの意思で謝罪しない者に無理に謝罪を求めたり，気をつけ等の動作を無理強いしたり乱暴な言葉遣いをしない等を指示する。」平成 2 4 年 3 月 1 4 日付け所長指示 7 号「携帯用ビデオカメラ取扱要領」「記 5（1）オでは大要「被収容者へ実力行使を行う場合，その前後に職員から挑発，暴言，嘲笑と受けとられかね言動，無用な発言は一切せぬよう徹底するこ

と」が各々指示され定められている。ところが、私房内監視カメラが録画されていることを熟知している当該看守が特定年月日F、午後〇時〇分から同〇時〇分迄、審査請求人を執拗に挑発し、暴言、脅迫、侮辱等なし、同〇時〇分〇秒前後には「(略)」等、侮辱、脅迫し通路側の鉄格子の扉を私房へ激しくぶつけたことが録画されていること。及び同日午後〇時〇分から同〇時〇分迄、同看守が再び審査請求人を執拗に挑発し暴言、脅迫、侮辱等なし、しかも、同〇時〇分から同〇時〇分迄の間に眼鏡を掛けた年配の特定職員Bが交代に来たり若くて背の高い眼鏡を掛けた看守が来ながら、当該看守の違法行為を止めなかったことが録画されていること。それでこれらに対し、審査請求人が不服申立てをなすと当該看守が審査請求人へ「(略)」発言したことは認めたものの、挑発、脅迫等はしていない。又、特定職員Bも背の高い看守も来ていないと虚偽を述べ当該看守の違法行為の隠ぺいを行っただけでなく、逆に審査請求人を処遇法170条（不利益取扱いの禁止）に違反して不利益処分を科した。もって、以上からも法14条2号イ、口及び54条、55条に該当し、およそ、法45条1項の適法適正な刑の執行に該当しない。更に法が施行された後の判例上も神戸地裁平成20年（ワ）13017号事件、平成23年9月8日「判決」（判例時報2132号90頁）では、「第2独房監視カメラ設置に収容中の被収容者が適切な医療処置を受けられず凍死した録画」が同裁判に提出され、鹿児島地裁、平成22年（ワ）1298号事件、平成26年7月9日「判決」（判例時報2232号58頁）では、保護房収容中の被収容者の床面の温度を高温にし、同被収容者を職員が虐待した録画」が同裁判に提出されていることと同様に本件録画も、悪質な違法性よりも開示対象に当たる。

キ 行政不服審査法7条（適用除外）1項2号では「裁判所もしくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行とされた処分」と定め、同6号では「刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分」と定め、同9号では「刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所、又は婦人補導員において収容の目的を達成するためにされる処分」と各々定めており、本件各文書及び録画が、これらの規定に該当せぬことは明白、もって開示対象に当たる。

ク 加えて、処分庁は特定年月日G付け特定文書番号A「行政文書開示決定通知書」で審査請求人の刑務所における「視察表」及び同所で勤務する民間業者の「謝罪文書」「報告書」の一部開示決定を行っているから、少なくとも、本件各文書及び録画も同範囲以上に開示できる。

ケ 以上からも「審査請求の趣旨」記載の通りの開示決定を求めるもの

である。

(2) 意見書

請求人は頭書，諮問事件につき下記に意見を述べる。

ア 諮問庁の説明は大要「本件文書は，法４５条１項で適用除外している「刑事事件に係る裁判，又は刑の執行等に係るもの。」に該当し，同趣旨は被収容者等の立場で刑事施設等に収容されている者又は収容されたことがある者の社会復帰上，又は更生保護上問題となり，その者に不利益になるおそれがある為であり，不開示決定は妥当。」というものである。

イ 対して，請求人の意見は同封の特定年月日H付け「審査請求書及び特定年月日I付け行政文書の開示請求について（行政文書開示請求書分）並びに特定年月日J付け行政文書の開示請求について（特定年月日K付け行政文書開示請求書分）及び特定年月日L付け，郵便切手の返納についての各回答書」（資料①。添付資料省略）２（１）イないしクで述べている通り，刑務所は各違法行為の隠ぺいをしているだけであり，法５章４５条１項の規定は適用されない。現に法４５条１項は「前章（４章のこと）の規定は適用しない。」と定めており，であれば，本件は法４章４３条（審査会への諮問）１項によるから審査会の諮問に付されないはずだが，こうやって諮問に付したこと自体，諮問庁自ら，本件文書は，法４５条１項に該当せぬことを認めているのである。しかも，諮問庁の上記アの説明を前提にしても「本件文書は，本人の請求人に開示を求める。」のであって，請求人が刑務所に収容されていることを理解しているのだから何らかの不利益を被るおそれはないのである。

ウ よって，本件文書は上記イで述べた法４５条１項等に該当せぬことが前提である上，逆に本件文書は以下に該当し，且つ，開示せぬことが請求人の生命，健康，生活，又は財産の保護の為にも不利益を被らされるので，これを個別に述べていく。

(ア) 「診療録，レントゲン写真等について。」

a 法２章，８条２項１号は「本人に提供するとき」は法４５条１項が適用されぬから開示対象となり，上記文書はこれに該当している。

b 上記（１）エで述べている，平成１９年２月１４日付け矯医８１８号矯正局矯正医療管理官通知「被収容者の診療記録の取扱い及び診療情報の提供に関する訓令の運用についての留意事項」（以下「診療情報通知」という。）「記３（１）ウ」では「被収容者の診療情報の多くは「法」（行政文書に記録されている情報）であるので，同法８条等に留意して適切に運用すること。」

と定めており、上記文書は法8条2項1号に定める「本人に提供するとき。」が適用されるから、まさに上記「診療情報通知」によっても開示対象である。

- c この上で請求人の右膝等の状態は、上記(1)ウで述べている通り、現在、(略)等している。一方、請求人が別件で刑務所の違法行為(天井から漏れ出た水を廊下に溜め、その水溜りで滑って転倒させられたことなど。)を提訴した訴訟で刑務所は上記文書の内、請求人の特定年月日M付け、両膝のX線写真の写し(以下「資料③④」という。添付資料省略)と同日付け「診療録」を証拠提出し「骨(右膝)には異常がない。等」主張した。これに対して、請求人が社会で掛かったことがあり、又、請求人の刑事裁判でも裁判所より請求人の診療録等を取り寄せ決定がされたような信頼できる整形外科医は特定年月日N、請求人の妻等が「資料③④」の画像所見をして頂いたところ、次のことが判明した。
- 「右膝に特定症状を認める。(略)。つまり、特定年月日O時点で請求人の右膝は、すでに相当、特定症状が進行していたのであり、刑務所はこれに対し、事実を反した診察をなし、処遇法並びに刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(以下「規則」という。)30条、56条、57条に反し5年以上も戸外運動や工場にも出れない状態にし、同62条、84条、85条、86条、「規則」49条の2等にも反した処遇を行い、放置し続けた結果、現在の症状を呈するまでにされたのである。よってこれらは、公開の法廷で事実を反した主張をしたから、「不当な目的で利用した」法7条及び法8条2項ただし書の「利用目的以外の目的で自ら利用し提供して本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。(利用又は提供できないということ。)」に違反し、且つ、法48条、54条(自己の不正な利益を図る目的で提供している。)にも違反している。更に上記文書は、法8条2項1号に該当する文書だから、法14条2号イ、ロ、ハ、3号ただし書にも該当し、刑務所の事実を反した診察等は、法21条1項、36条1項の訂正及び利用停止の請求権もある。
- d 以上からも請求人の生命、健康、生活、財産の保護の為(請求人の健康等がこれ以上害されれば、請求人だけでなく親族等の財産の保護にも影響がでる。)にも早急に開示される重要性がある。それにより専門医に上記文書を所見等して頂き、適切な手術等をされることを法務省人権擁護局等へ申し立てることができる。このままでは悪化し手術では完治せず、(略)ともなれば、取り返

しがつかぬことになる。だから審査会においては、情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「設置法」という。）9条4項に定める、相当と認める者に上記文書のX線等を鑑定させ、早急に上記文書を開示する答申をさせることを申し立てる。

(イ) 「発信書のコピーについて」

- a 上記文書も法2章8条2項1号の「本人に提供するとき」に該当するから、法45条1項は適用されぬので開示対象である。
- b 諮問庁は、上記「各文書は1枚」と述べているが、「審査請求書の審査請求に係る処分」欄「で述べている通り、上記「各文書は7枚」であり、「保有個人情報開示請求書」（資料②。添付資料省略）でも明記している。もって、このことから、刑務所は法3条1項で定める「法令の認める所掌事務を遂行する為必要な場合に限り、且つ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。」同条2項の「前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。」を認識しているが為、事実を反した説明を処分庁、諮問庁、審査会にも述べているのである。
- c 上記文書をコピーし、刑務所が保有したことは次の法令等に違反している。つまり上記(1)オで述べている請求人の再審請求、又は刑務所の請求人等に対する違法行為に関する相談や依頼等している弁護士等宛ての発信書については、刑事訴訟法440条1項、同39条1項、処遇法75条3項、民事訴訟規則85条、弁護士法3条1項によるものだから、これについては、処遇法127条2項3号、129条2項が適用されるので、この発信書をコピーしたことは、上記法令よりも違法。並び平成19年5月30日付矯成3350号矯正局長通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用」「記1（面会の相手方について）（2）イ（受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者、民事訴訟や再審請求等について委任又は相談を受けている弁護士等）」「記3（面会の立会い等について）、（2）（「処遇法112条ただし書きの「特別な事情がある場合」には極めて例外的な場合と考えられること。」と定めていることは処遇法127条2項「ただし書き」にも適用される。）」「記14（信書の発受の記録）（2）（信書の内容の要旨の記録は、必要に応じて行うものであり、検査の結果、特に問題がなかった場合には、要旨の記録は省略し、又は「近況報告「要否伺い」等簡潔な記載にとどめるものにする。特に未決拘禁者の弁護士等あて新書は特別な事情がない限り要旨の記録は省略し、又は、「裁

判の件」等簡潔な記載にとどめるものとする。」と定められていることは、上記文書は弁護士等宛てのものであるから、上記「記3(2)」処遇法127条2項の「ただし書き」等が適用される。)」及び平成18年5月23日付け法務省矯成3281号、矯正局長通達「被収容者身分帳簿及び名簿関係各帳簿の取扱いについて」(以下「18年身分帳取扱」という。))「第2(身分帳簿)」(記載要領)、(8)(書信表)、ウ(書信の要旨の欄)「受刑者については、外部交通訓令8条及び外部交通通達、記の14により記載し、その他の被収容者については、これに準じて記載すること。なお処遇上参考となるべき事項があった場合には、本欄又は視察表等に記載すること。」と定めており、「新書をコピーすること。」など定めておらず、「記載すること。」に明記している。又、記載する事項も「処遇上、保護上参考となるもの」と限定しているから、上記文書のように「発信書の全てをコピーしたこと。」は上記各通達に違反して「信書のコピーを収集した。」ことに該当している。だけでなく、上記各文書には「個人の秘密や弁護士等との秘密の接見交通権に関する内容が多々含まれている。」から、これをコピーしたことは、法55条の「職権を濫用し専ら、その職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書を収集したとき。」にも該当している。且つ、刑務所内のコピー用紙にコピー機を用いて「上記文書のコピー」をなしたのだから、法54条の「盗用(自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し又は盗用したとき。)」にも該当している。当然、法8条2項の「ただし書」にも違反している。更に上記文書は、法8条2項1号により開示対象文書だから、法14条2号、イ、ロ、ハ、3号「ただし書」に該当し、刑務所が上記各法令に違反して収集したことに対しては、法36条1項1号、2号の請求権がある。親族宛て発信書コピー内には、弁護士等へ提出した「証拠(テープ等)」の内容も記載されている。

- d 以上よりも上記各発信書のコピーは上記各法令等に違反し収集されたものであるから、審査会においては「設置法」9条4項により上記各発信書のコピー内容を確認し、上記各法令に違反し保有されていることも確認して、上記文書を開示する答申をされたく申し立てる。それにより請求人は刑務所に対し、法36条1項1号、2号により、利用停止請求権をなすことができる上、法8条2項ただし書違反の申し立てもできる。

(ウ)「私房内の録画映像について」

- a 上記録画も法2章8条2項1号に定める「本人に提供するとき」に該当しているから、法45条1項は適用されぬので開示対象である。
- b 「特定年月日P録画，録音」については，上記（1）カ等で述べたように刑務所では次の規程が定められている。
- （a）平成12年5月1日付け首席指示15号「サービスの一般的心得事項」「記2（1），（2），（4）」で大要「被収容者に指示命令するときは，挑発的な言動や粗暴な言葉遣いをせぬこと。及び被収容者とは職務上，必要最小限度の会話に止め，職務に関する情報が漏れぬようにすること。」
- （b）平成13年2月26日付け首席指示10号「被収容者に対する注意，指導の適正について」では，大要「被収容者への注意指導時の言葉遣いや注意の与え方等は平素から適正な処遇を心掛けるよう注意している。及び自らの意思で，謝罪しない者に無理に謝罪を求めたり，気をつけ等の動作を無理強いしたり乱暴な言葉遣いをしない等を指示する。」
- （c）平成24年3月14日付け所長指示7号「携帯用ビデオカメラ取扱要領」「記5（1）オ」では大要「被収容者へ実力行使を行う場合，その前後に職員から挑発，暴言，嘲笑と受け取られかねぬ言動，無用な発言は一切せぬよう徹底すること。」
- （d）平成16年3月31日付け法務省矯保1199号矯正局長通達「被収容者の動静等の記録について」（以下「動静等通達」という。）では，大要「被収容者による暴行等の他害行為，自害行為，職務執行妨害等があって，やむを得ず職員が被収容者に実力行使した場合等に関する記録は，これらの状況を客観的かつ正確に把握し，以後の適正な措置等を講ずるための判断に資すると共に後日の争訟への対応等のために作成されるものであるところ」云々。
- c ところがこのようなことを知り尽くし，又，私房内監視カメラで録画，録音されていることも熟知した当該看守が上記同日の午後〇時〇分から同〇時〇分頃まで請求人を執拗に挑発し，暴言，脅迫，侮辱等なし，同〇時〇分〇秒前後には「（略）」等侮辱，脅迫し，私房内の通路側の鉄格子の扉を私房へ激しくぶつけたことが録画，録音されている。更に同日，午後〇時〇分から同〇時〇分までの間に再び同看守が請求人を執拗に挑発し，暴言，脅迫，侮辱等なし，しかも同〇時〇分から同〇時〇分までに眼鏡を掛けた年配の特定職員Bが交代に来たり，若くて背の高い眼鏡を掛けた看守が来ながら当該看守の違法行為を止めなかったことが録画，

録音されている。

- d この違法行為に対し、請求人が「処遇法」168条により、刑務所長へ「苦情申出書」（以下「所長苦情」という。）を提出すると上記cの日時より約○ヵ月後、「所長苦情」の内容を理由に請求人が当該看守へ反抗や侮辱をしたのだとして「処遇法」154条による反則行為の調査に付され同法151条1項1号の「戒告」の懲罰を科される「処遇法」170条に違反した不利益処分を科された。そこで、請求人が別件で、この「処遇法」170条違反につき違法であると提訴すると、刑務所は上記、録画を文書化したものだととして、特定年月日Q付け、特定職員C「報告書」（以下「特定報告書」という。）を証拠提出し、当該看守が請求人へ「（略）」等、言った事実は認めたものの、「（略）」等侮辱、脅迫したことはないとか。特定職員Bが交代に来たり、当該看守の大声で背が高い看守が来たことはないと虚偽主張をなし、違法行為の隠ぺいをなし、請求人に責任転嫁することもした。及び他にも「特定報告書」では虚偽主張がなされており、一例するに「特定報告書」の午後○時○分から同○分台に請求人が当該看守へ「（略）」など絶対に発言していない。それは、当該看守が会話の最後に請求人へ「（略）」言うや私房前通路の鉄製扉を私房にぶつけて去ったのが事実だからである。それで、これらは「所長苦情」を行ったことに対し「処遇法」170条に反して不利益処分を科した上、公開の法廷で事実を反した主張をしたから、法7条の「不当な目的で利用した。」こと及び法8条2項ただし書の「利用目的以外の目的で自ら利用し提供して、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。（利用又は提供できない。ということ）」に違反し、且つ、法48条、54条（自己の不正な利益を図る目的で提供している。）にも違反している。更に上記録画は、法8条2項1号に該当する録画だから、法14条2号、イ、ロ、ハ、3号ただし書にも該当し、刑務所の事実を反した不利益処分、又は別件訴訟での虚偽主張等に対しては、法27条1項、36条1項の訂正及び利用停止の請求権もある。
- e 以上からも上記録画を文書化したとする「特定報告書」は上記各法令等に違反し、又内容も事実を反したものである。及び上記録画は「動静等通達」よりも「のちの争訟への対応」の為に記録されたものだから開示対象文書であり、現に別件訴訟で刑務所は上記録画を文書化したものだととして「特定報告書」を証拠提出している。もって審査会においては「設置法」9条4項により上記

録画と「特定報告書」を照合し、その確認をされたく申し立てる。特に上記dで述べたように、午後〇時〇分から同〇分台に請求人が当該看守へ「(略)」など発言した事実がないこと、逆に当該看守が請求人へ「(略)」言うや私房前通路側の鉄格子を私房に激しくぶつけたこと、並びに同午後〇時〇分から同〇時〇分までの間に眼鏡を掛けた中肉中背の特定職員Bが交代に来たり、眼鏡を掛けた背が高い看守がやって来たことが録画、録音されていることを確認し、その上で上記録画を文書化したとする「特定報告書」は上記各法令等に違反し、又、内容も事実と反したものであるから、上記録画を開示する答申をされたく申し立てる。それにより請求人は、刑務所に対し法7条、8条2項ただし書等に違反しているから、法27条1項、36条1項の訂正及び利用停止請求権をなし、請求人の権利利益の侵害の回復も申し立てることができる。但し、刑務所が全部の開示を拒めば、上記録画の内、以下の一部開示でもよい。

「時刻（他はマスキング等してよい）と音声のみ。」及び「1秒ごとに画面をプリントアウトしたもの。（当該看守等の顔はマスキングしてよい。）」

- f 「特定年月日R、録画、録音」については、上記(1)カ等で述べた通りであり、又、上記録画には「動静等通達」が適用されるから開示対象文書である。そして、上記録画には、刑務所の請求人に対する再審や訴訟妨害等からの虐待行為等や他の被収容者に対する虐待行為等の場面が記録されている。つまり、刑務所が意に沿わないとみなした被収容者に対しては、処遇部門設置の総合警備監視卓システムの警備機器の操作を悪用し、居室内で「ベシベシやビシシ、ビシシ等。」の音を発することを日常化していたところ、特定年月日S夜間は、他の居室の被収容者へ同音を発して、睡眠妨害等の虐待行為等行っていた。この為、同被収容者がそれに対し職員へ抗議していること。又、請求人も同様の音を発され訴訟妨害、睡眠妨害等なされていたから、同被収容者の気持ち分かり、請求人が報知器を出して職員へ当該被収容者の居室内で音を発することをやめるよう申し立てた。すると、職員は居室内で音を立てるほか、舎房通路出入口の扉を何度も開閉しては「ギッギッ、ブッブッ」等の大きな音を立て、請求人や他の被収容者の睡眠妨害等を行いだしたから、請求人が私房監視カメラに向かって「うるさいからやめるよう。再審や訴訟妨害から音を立て、睡眠妨害等するな。」等何度も抗議している異常さが録画、録音されている。

g これらは「処遇法」30条, 84条, 86条, 「規則」12条1項2号, 49条の2等, 国家公務員法98条1項, 101条1項等に違反した処遇を行い, 請求人等が同音に大声で抗議等すれば, たちまち保護房へ収容されたり, 不利益処分等を科されることにも悪用される。もって, これは法7条の「不当な目的に利用してはならない。」, 8条2項ただし書の「利用目的以外の目的で自ら利用し, 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは, この限りではない。(利用又は提供できないということ。)」に違反し, 且つ, 法48条, 54条(自己の不正な利益を図る目的で提供したとき。), 55条(職権を濫用し専ら職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された電磁的記録を収集したとき。)にも違反している。更に上記録画は, 法8条2項1号に該当する録画だから, 法14条2号, イ, ロ, ハ, 3号ただし書にも該当し, 刑務所の居室内等で音を発する, 又はそれを理由とした不利益処分等の違法行為に対しては, 法27条1項, 36条1項の訂正及び利用停止の請求権がある。

h 以上よりも上記録画は上記各法令等に違反しており, 又, 請求人等の生命, 健康, 生活, 財産の保護の為(寝不足, ストレス等からの負傷, 不利益処分等)にも開示される重要性がある。それにより, 法務省人権擁護局等へ救済を申し立てることができる。よって, 審査会においては「設置法」9条4項により上記録画の内容を確認し開示する答申をされたく申し立てる。但し刑務所が全部の開示を拒めば, 上記eで述べた一部開示でもよい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求は, 以下の文書の開示を求めているものである。

(1) 開示請求人が特定刑事施設に収容された特定年月日Tから特定年月日Uまでに次の記録を特定刑事施設医務課等が保有する開示請求人に係るもの。

ア 「診療録」の全て(ただし同診療録の添付等されているものも含む。)

イ 特定年月日V開示請求人をレントゲン撮影した次のレントゲン写真「左, 右膝を一緒に前方へ伸ばした1枚」, 「右膝内側を上に向けた1枚」

ウ 特定年月日W開示請求人をレントゲン撮影した次のレントゲン写真「両膝の正面, 左右膝各側面を各1枚」, 「腰部の正面, 左右側面を各1枚」, 「首の正面, 左側面各1枚」

(2) 開示請求人が特定刑事施設に発信申請した「発信書」を特定刑事施設

職員が次の各日発信指導した際、「同発信書のコピー」を開示請求人に示した「同発信書のコピー」を特定刑事施設処遇部門等が保有するもの。

ア 特定年月日 X 付けで開示請求人が弁護士等へ発信申請した「発信書」を特定年月日 Y 発信指導時に開示請求人へ示した「同発信書のコピー 1 枚」

イ 特定年月日 Z 付けで開示請求人が弁護士等へ発信申請した「発信書」を特定年月日 a 発信指導時に開示請求人へ示した「同発信書のコピー 1 枚」

ウ 特定年月日 b 付けで開示請求人が親族へ発信申請した「発信書」を特定年月日 c 発信指導時に開示請求人へ示した「同発信書のコピー 1 枚」

(3) 開示請求人が特定刑事施設収容中、私房内設置の監視カメラ、検聴システムによって、次の各日時に私房内を録画した開示請求人に係る記録を特定刑事施設処遇部門が保有するもの。

ア 「特定年月日 d 午後〇時〇分から同〇時〇分迄の間」及び「特定年月日 e 午後〇時〇分から同〇時〇分迄の間」

イ 特定年月日 f 午後〇時から同〇時迄の間

2 法 4 5 条 1 項の規定において、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報、開示請求手続等の適用除外とされている。当該規定の趣旨は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、個人の前科等が明らかになるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、開示請求手続の適用除外とされたものである。

本件開示請求に該当する保有個人情報（本件対象保有個人情報）は、いずれも特定の個人が刑事施設に収容されていることを前提として作成されるものであり、これを開示することによって、特定の個人が特定の立場で刑事施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかになるものであるため、刑事事件に係る裁判又は刑の執行に係る保有個人情報に該当するものと認められる。

3 したがって、処分庁が、本件対象保有個人情報について、法 4 5 条 1 項の規定に該当し、開示請求等の規定の適用から除外されているとして不開示とした決定は、妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成 2 9 年 5 月 2 6 日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年6月26日 審議
- ④ 同月29日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年7月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別紙に掲げる開示請求者（審査請求人）本人に係る特定刑事施設が保有する文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定により法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして、これを不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分の取消し等を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について検討する。

2 適用除外について

(1) 適用除外の趣旨

法45条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報について、法の第4章の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、それを提出させられるなどして、前科等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設に收容されている者又は收容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

(2) 本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について

諮問庁は、本件対象保有個人情報は、いずれも特定の個人が刑事施設に收容されていることを前提として作成されるものであり、これを開示することによって、特定の個人が特定の立場で刑事施設に收容されている、又は收容されていたことが明らかになるものであるため、刑事事件に係る裁判又は刑の執行に係る保有個人情報に該当することから、法45条1項により法の第4章の規定の適用が除外されている旨説明するので、以下、本件対象保有個人情報の同項該当性について検討する。

本件対象保有個人情報は、別紙に掲げる特定刑事施設が保有する本人に係る診療録等に記録された保有個人情報であることから、特定個人が刑事施設に收容されている、又は收容されていたことを前提として作成されるものであると認められ、したがって、これらを開示すると、特定個人が刑事施設に收容されている、又は收容されていたことが明らかとなり、受刑者等の社会復帰上又は更生保護上問題になると認められる。

そうすると、本件対象保有個人情報、法45条1項により適用除外とされる刑事事件に係る裁判又は刑の執行に係る保有個人情報であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、法45条1項の「刑事事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は同項に規定する保有個人情報に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象保有個人情報記録された文書）

- 1 開示請求人が特定刑事施設に収容された特定年月日 T から特定年月日 U までに次の記録を特定刑事施設医務課等が保有する開示請求人に係るもの。
 - (1) 「診療録」の全て（ただし同診療録の添付等されているものも含む。）
 - (2) 特定年月日 V 開示請求人をレントゲン撮影した次のレントゲン写真「左、右膝を一緒に前方へ伸ばした 1 枚」, 「右膝内側を上に向けた 1 枚」
 - (3) 特定年月日 W 開示請求人をレントゲン撮影した次のレントゲン写真「両膝の正面, 左右膝各側面を各 1 枚」, 「腰部の正面, 左右側面を各 1 枚」, 「首の正面, 左側面各 1 枚」
- 2 開示請求人が特定刑事施設に発信申請した「発信書」を特定刑事施設職員が次の各日発信指導した際, 「同発信書のコピー」を開示請求人に示した「同発信書のコピー」を特定刑事施設処遇部門等が保有するもの。
 - (1) 特定年月日 X 付けで開示請求人が弁護人等へ発信申請した「発信書」を特定年月日 Y 発信指導時に開示請求人へ示した「同発信書のコピー 1 枚」
 - (2) 特定年月日 Z 付けで開示請求人が弁護人等へ発信申請した「発信書」を特定年月日 a 発信指導時に開示請求人へ示した「同発信書のコピー 1 枚」
 - (3) 特定年月日 b 付けで開示請求人が親族へ発信申請した「発信書」を特定年月日 c 発信指導時に開示請求人へ示した「同発信書のコピー 1 枚」
- 3 開示請求人が特定刑事施設収容中, 私房内設置の監視カメラ, 検聴システムによって, 次の各日時に私房内を録画した開示請求人に係る記録を特定刑事施設処遇部門が保有するもの。
 - (1) 「特定年月日 d 午後〇時〇分から同〇時〇分迄の間」及び「特定年月日 e 午後〇時〇分から同〇時〇分迄の間」
 - (2) 特定年月日 f 午後〇時から同〇時迄の間